

足立区介護職員資格取得支援事業のご案内

足立区の介護人材の確保・定着を図るため、区内の介護保険事業所等に勤務している職員の資格取得を支援する事業者に対して必要経費を助成します。

対象事業者

足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付要綱第2条に掲げる指定介護事業所等を区内で運営し、その事業所に勤務する職員の研修受講料等を負担した事業者

助成対象・助成金額 ※ 助成申請を行う資格によって申請書が異なります。

申請書様式	資格名称	助成金額 (1人/千円未満 切捨て)	対象経費
第1号の1	介護職員初任者研修	上限7万円	研修受講料、 試験受験料、 テキスト代、 振込手数料 など
	介護職員実務者研修	上限10万円	
第1号の2	介護支援専門員実務研修(受講試験含む)	上限10万円	
	介護支援専門員更新研修	上限5万円	
	介護支援専門員再研修		
第1号の3	主任介護支援専門員研修	上限10万円	
	主任介護支援専門員更新研修	上限5万円	
第1号の4	在宅介護インストラクター	上限5万円	
	高齢者ケアストレスカウンセラー		
	高齢者傾聴スペシャリスト		
	介護コミュニケーションアドバイザー		
	終末期ケア専門士		
	レクリエーション介護士		
	介護予防運動指導員		
	初級認知症ケア指導管理士		
	上級認知症ケア指導管理士		
	認知症介助士		
認知症ライフパートナー			
認知症アクティビティ・ケア専門士			
日本語研修			

- ・ 同一職員の複数の資格について、経費を申請することが可能です。
- ・ 介護支援専門員の①実務研修受講試験②更新研修③再研修のみ、同一職員の経費を複数回申請することが可能です。
- ・ 交付申請書等は、区のホームページからダウンロードできます。
- ・ 申請期限は、研修修了日の属する年度の翌年度の末までです。

令和7年度は
令和6年4月から
令和8年3月まで
に修了した研修が対象

助成までの流れ

- 1 事業者が必要書類（下記①～④）を区に提出
 - ① 「足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付申請書」（様式第1号の1～4）
 - ② 助成対象の職員が研修を修了した旨の証明書の写し
 - ③ 事業者が受講料等を研修実施機関に支払った費用の領収書の写し
 - ④ 事業者が職員に研修受講料等を助成した場合、確認書類（領収書等）の写し
- 2 区が審査し、交付決定通知を事業者に送付
- 3 事業者が交付決定した金額の請求書を区に提出
- 4 区から事業者の指定口座に振込し助成金を交付
- 5 区から事業者へ消費税仕入控除税額報告書の提出を依頼（翌々年度の4月）

よくあるご質問

問) 研修受講時は職員が負担した費用を、後から事業者が職員へ支給した場合、どのような書類が必要ですか。

答) ①職員が研修実施機関へ費用を支払ったことがわかる資料（領収書、研修実施機関が発行した支払証明書、振込用紙の控え等のコピー）と、②事業者が職員へ研修費用相当額を支払ったことがわかる資料（領収書、出金伝票、給与明細等のコピー）を、両方提出してください。

問) 介護支援専門員実務研修受講試験を職員が受験しましたが、不合格でした。受験に係る費用を事業者が負担していた場合、不合格でも申請は可能ですか。

答) 申請が可能です。受験年度と結果がわかる資料を提出してください。

問) 一昨年(2021年)の11月に合格した介護支援専門員の実務者研修を、昨年(2022年)の9月に修了しました。今年度の申請は可能ですか。

答) 申請が可能です。

※ 申請書ダウンロードや、最新の事業内容については、
区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/koreservice/3103kaigosikakujusei.html>



問い合わせ・申請先

足立区 高齢者施策推進室 医療介護連携課 介護人材確保・育成支援担当

〒123-0872 足立区江北5-14-5 すこやかプラザあだち3階

電話：03-6807-1046 FAX：03-3899-1355